

労働組合とは何か

～組織・運営・活動の原点

ゲストスピーカー 連合京都事務局長 細田 一三

1. 労働組合とは

労働運動は「人間尊重」や「自由・平等・公平」の精神を持ち、お互いが助け合い、協力しあって、みんなの幸福な暮らしを生み出すために、助け合いの精神・人間愛・ヒューマニズムの考え方から生まれてきました。人間一人ひとりが、お互いを尊重し、弱いところは、助け合いながら、働く者の豊かな素晴らしい人生を創造するために、労働組合はつくられました。

そして四つの民主主義を基調の考え方としている

- ・組合民主主義
- ・産業民主主義
- ・政治的民主主義
- ・国際的民主主義

2. 労働組合(労働者)に関わる法律

(1) 労働三権

団結権・団体交渉権・団体行動権

(2) 労働三法

労働組合法・労働基準法・労働関係調整法

3. 労働組合への加入は

(1) オープンショップ制

・労働組合への加入義務はなく、複数の労働組合が存在している

(2) ユニオンショップ制

・従業員として採用されたら必ず労働組合に加入することが義務づけられる制度

(3) クローズショップ制

・組合員の中から採用される制度

4. 労働組合の種類と役割

(1) 企業別労働組合(単組)

～会社単位に組織された労働組合

- ・雇用や労働条件の維持向上を求めて会社と交渉
- ・その他

(2) 産業別労働組合(産別)

～それぞれの産業(例・電機業界)の問題や働く組合員の基本的労働条件等に対応するため、同じ産業や業種の単組が集まった組織

- ・基本的労働条件の改善向上のための統一な取り組み
- ・雇用の安定や確保 産業政策の活動
- ・その他

(3) ナショナルセンターの役割

～産別・単組がさらに大きくまとまり、産業や企業を超えて結集した組織で、労働条件の大筋の方向を打ち出し、政治・経済・社会の諸問題について、労働者の立場で運動する組織

- ・労働者の代表として、政府や自治体などの協議諮問機関に参加
- ・労働運動の本部として、あらゆる情報を加盟組合に提供
- ・労働問題などの調査・研究及び加盟組合間の統一要求作成
- ・その他

5. 労働組合の組織図

(1) 組織図

(2) 組合費

6. 日本の労働組合の現状

(1) 組合員は5人に1人 ～組織率 18.1%

(2) 未加入の大半はパート・派遣・契約社員や中小・地場企業で働く人

(3) 最低賃金、パート・有期契約労働者の均等待遇をめざす

7. 連合京都の取り組み

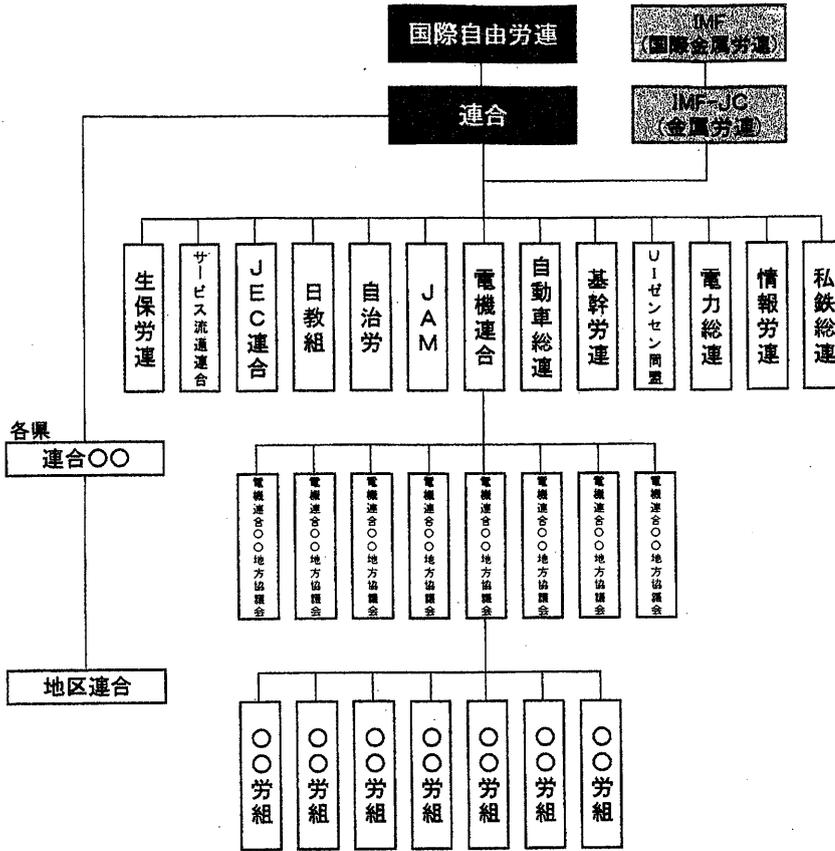
(1) 組織拡大

(2) 政策制度要求実現

(3) ワークライフバランスの確立

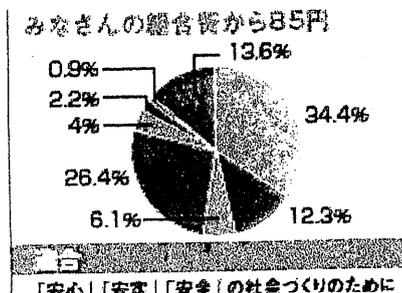
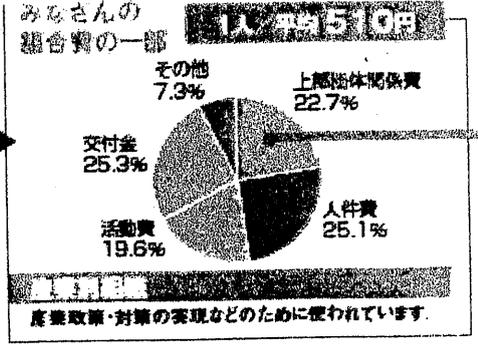
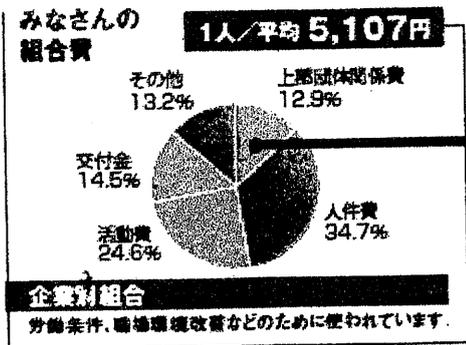
(4) 政策制度実現に向けた政治活動

労働組合組織



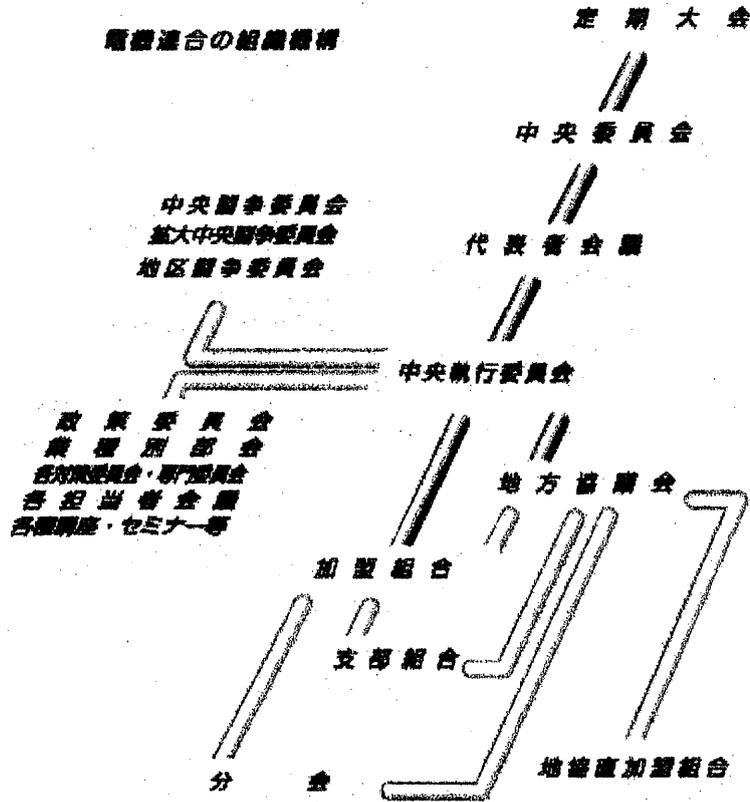
組合費ってどう使われてるの？

出所/連合・連合総研「第15回労働組合費に関する調査報告」
連合「2005年度会計決算報告書」



- 1人/平均 85円
- 〇 活動費他……………34.4%
 - 〇 人件費……………12.3%
 - 〇 総務費……………6.1%
 - 〇 地方連合会への交付金…26.4%
 - 〇 関係団体関係費……4%
 - 〇 同期組織の加盟費……2.2%
 - 〇 基金・積立金…………0.9%
 - 〇 その他……………13.6%

※85円は連合本部会費です。
この他に地方連合会費(全国平均133円)を納めていただいています。なお、パート等組合員の会費は別途設定



●定期大会

電機連合の最高決議機関であり、役員と大会代議員および評議員で構成されます。大会では「組合の加盟承認と加盟組合の脱退」「運動方針」「規約・規程の改廃」「決算および予算」「役員の選出」などが決定されます。

●中央委員会

大会に次ぐ決議機関であり、役員と中央委員および評議員で構成されます。中央委員会では「組合の加盟承認と加盟組合の脱退」「闘争方針および活動方針」「規程の改廃」「中間決算報告および予算の補正」「役員の辞任および補充」などが決定されます。

●代表者会議

中央委員会に次ぐ決議機関であり、役員と直加盟組合代表者および評議員で構成されます。代表者会議では大会または中央委員会より付議された事項に限り討議することができます。

●中央執行委員会

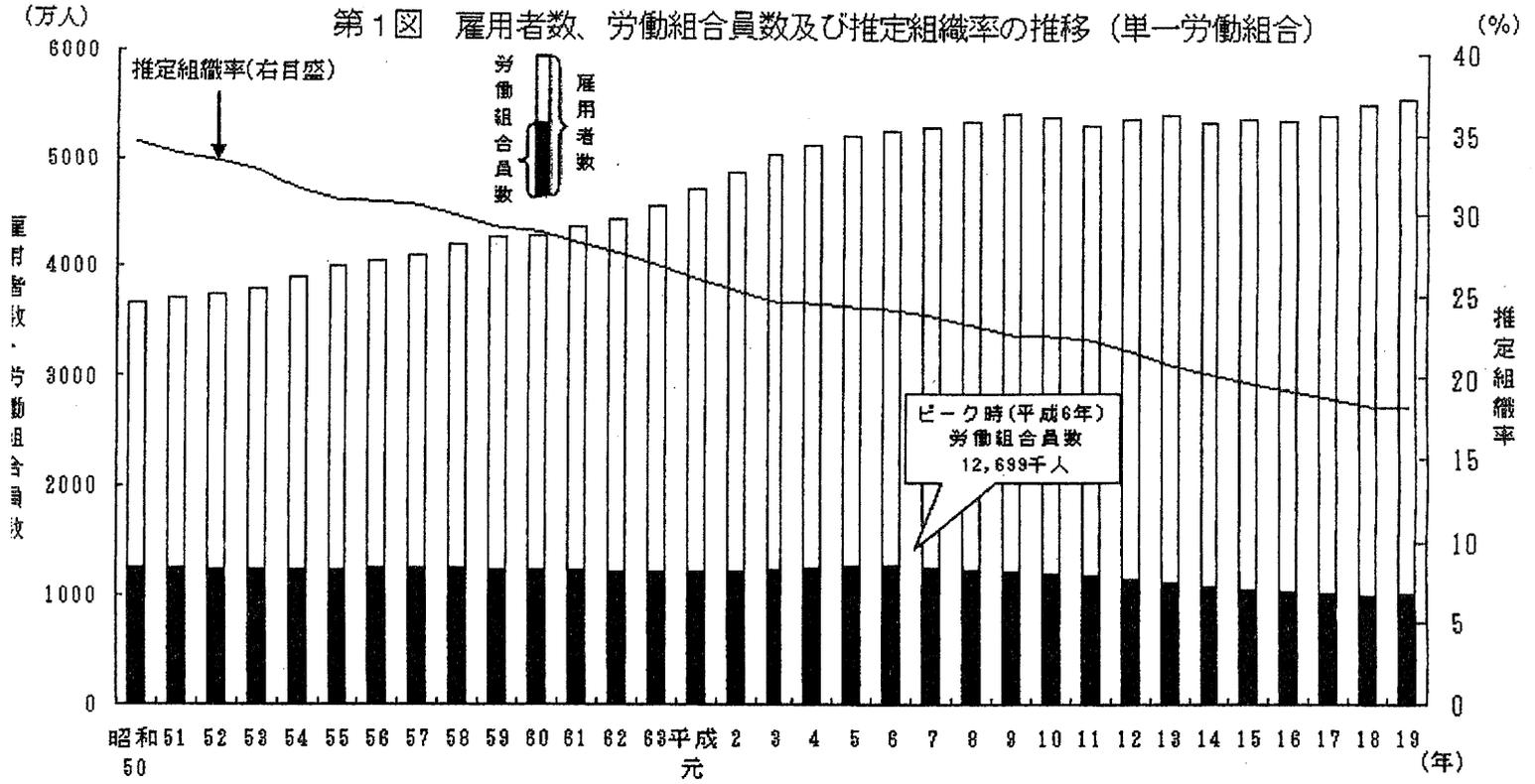
電機連合の執行機関であり、大会、中央委員会、および代表者会議の決議に従って業務の執行にあたります。

●中央闘争委員会

電機連合の統一闘争を指導、推進する最高機関であり、中央闘争委員と地区闘争委員会代表者で構成されます。中央闘争委員会では「統一闘争推進に関する戦略戦術」「実力行使の日程、規模、内容、ならびにこれの発動に関する指示」「妥結条件および集約」などが決定されます。

本部機構（専門部配置）

第1図 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移（単一労働組合）



主要団体組織

